

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本事務の遂行のため利用するシステムにおいて特定個人情報ファイルを保持、また、番号法第十九条に定められた情報照会者に提供するにあたり、システム操作者の限定・第三者による不正利用防止等の対策、媒体等による特定個人情報ファイルの携帯を禁止する等、厳格に特定個人情報ファイルを保護し、情報漏えいを防止する対策を徹底することを宣言します。

特記事項

後期高齢者医療関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用・漏えい等への対策として、事業者との間で締結する契約書に個人情報の保護及び取り扱いに関する項目を盛り込み契約締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

北海道 えりも町長

公表日

平成27年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例等に基づき、また保険者である北海道後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付事務、被保険者証及び資格証明書の引き渡し並びに返還の受付事務、住民基本台帳等の情報の取得及び被保険者資格の異動、賦課業務に関する所得情報等の送信及び保険料情報の受信、収納業務に関する保険料収納等の情報の送信、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し事務、その他後期高齢者医療保険制度に関連する事務のうち、市町村において行うこととされている事務を行う。 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施。
③システムの名称	後期高齢者システム、宛名管理システム、中間サーバー、窓口端末
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者個人情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 第17,82,83項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	えりも町 保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 福沢 昌幸
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	えりも町(総務課) 〒058-0292 幌泉郡えりも町字本町206番地 電話01466-2-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	えりも町(総務課) 〒058-0292 幌泉郡えりも町字本町206番地 電話01466-2-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

